（3－4）

# 耳鼻咽喉科診療モニター

# 仕　様　書

平成29年 10 月

地方独立行政法人　大阪府立病院機構

大阪国際がんセンター

Ⅰ．概要

1．調達物品及び構成内訳

耳鼻咽喉科診療モニター　一式

（構成内訳）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | ビデオシステム | 1台 |
| 2 | 光源装置 | 1台 |
| 3 | テレビモニター | 1台 |
| 4 | トロリー | 1台 |

以上、搬入・据付・配管・配線・調整を含む。

2．技術的要件の概要

(1) 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は以下に示すとおりである。

(2) 以下に示す要求要件は当センターが必要とする最低限の要求要件を示している。

Ⅱ. 調達物品に備えるべき要件

（性能、機能に関する要件）

1. ビデオシステムに関して、以下の要件を満たしていること。

1-1　先端湾曲ビデオスコープ、硬性ビデオスコープ、軟性ビデオスコープ及び1CCD/3CCD カメラヘッドを同一のシステムにて制御可能であること。

1-2　フル HD 画質を 16:9 サイズでモニター出力が可能であること。

1-3　ノイズ除去機能を搭載し、画面の暗い部分等のノイズを効果的に除去、クリアな視野を提供できること。

1-4　静止画記録が可能であること。また、記録時にブレの少ない最適な静止画像を自動選択する機能を有していること。

1-5　複数の画像強調機能を有しており、観察シーンに応じた最適な画像強調設定が可能であること。

1-6　各種周辺機器とのコントロール機能を有しており、リモート操作が可能であること。

2. 光源装置に関して、以下の要件を満たしていること。

2-1　300W 以上の高輝度キセノンランプを搭載していること。

2-2　別途対象ビデオシステムセンターとの組み合わせにより、狭帯域光による特殊光観察（粘膜表層の毛細血管や微細構造の強調表示）が可能であること。

2-3　別途対象ビデオシステムセンターと組み合わせることにより自動調光が使用可能であること。被写体との距離に応じて観察に最適な光量を自動で調整し、近点での臓器の熱傷リスクを低減できること。また、モニター観察上ではハレーションを防止し、常に最適な明るさでの観察、手術が可能であること。

2-4　複数の測光方式（自動、中央重点、フル画面）を採用しており、術式に合わせた最適な測光範囲を設定することが可能であること。

2-5　フロントパネルスイッチ、またはカメラヘッド/ビデオスコープのリモートスイッチ操作にて、射出光の ON/OFF が瞬時に可能であること。

2-6　フロント操作パネルに自照式スイッチを採用することで、暗い検査室、手術室でも確実な操作が可能であること。

2-7　別途緊急用として非常灯を有しており、術中にメインキセノンランプが切れた場合には非常灯への切替により手術の継続が可能であること。

2-8　高輝度モードの機能を搭載しており、対応スコープおよびライトガイド使用時に

ON/OFF の切替が可能であること。また、高輝度モード ON 時にメイン電源を切った際、次回使用時も高輝度モードが ON の状態となり都度設定の手間を省略できること。

3. テレビモニターに関して、以下の要件を満たしていること。

3-1　高解像度の液晶パネルを搭載しており、フル HD 表示が可能であること。
3-2　フル HD 画像を鏡像/ローテーション表示の設定が可能であること。
3-3　HD/SDI、HD/DVI の入力を各 1 系統以上、また、SD 信号（Y/C、コンポジット信号）の入力を各 1 系統以上有していること。
3-4　モニターサイズは 26 インチ以上であること。

4. トロリーに関して、以下の要件を満たしていること。

4-1　LCD アームを搭載しており、搭載モニターの柔軟な水平、上下移動が可能であること。
4-2　軟性鏡を保持するためのハンガーを有していること。
4-3　電源トランスを搭載しており、搭載する内視鏡機器への電源供給が可能であること。
4-4　トロリー単体重量が 90Kg 以下であること。

Ⅲ. その他

（性能・機能以外に関する要件）

1. 設置条件等は以下の要件を満たすこと。

1-1　本システムは、当センターの指定する場所に設置すること。

1-2　調達に関連し、当センターの1次側設備以外に必要となった場合の電源設備等は全て受注者の負担とする。

1-3　機器導入に必要な搬入・据付・調整は受注者の負担とするものとし、日常業務 に支障がないよう、本センター担当者と協議の上、その指示によること。また、機器の搬入・据付時に建物及び物品に損傷が起きた場合、受注者が責任をもって現状復帰すること。

2. 保守体制等は、以下の要件を満たすこと。

2-1　本システムの円滑な運用を実現するための点検、調整および技術的なサポートを行える体制を有すること。

2-2　本システム納入後 1 年間は、通常使用により故障した場合の無償保証に応 じること。

3. 職員研修、技術支援

3-1　医師及び技師が操作方法を熟知し、確実に使用が出来るまで受注者が責任を持って研修・技術支援を行うこと。

3-2　本装置の日本語による操作マニュアルを1部以上提供すること。

4. 部品の供給

4-1　納入後、当該機器が製造中止になった場合でも 5 年間（動画記録装置）、および 8 年間（他一式）は部品の供給を行うこと。

5. 納入期限

平成 29 年 12 月 28 日

6. 設置場所

大阪市中央区大手前三丁目1番 69 号
大阪国際がんセンター　2階頭頸部外科外来

7. その他

7-1　入札機器のうち医薬品医療機器等法に基づく製造承認が必要な医療機器に関しては、入札時点で同法に定められている製造の承認を得ている物品であること。

7-2　装置の撤去、運搬、据付調整、検査及び職員研修にかかる諸費用は全て受注者の負担とし、装置の運搬、設置及び据付調整は所定の位置に納入期限までに速やかに行うこと。

7-3　本調達物品の納品にあたり知りえた情報等の使用及び第三者への提供並びに情報等の複写及び複製については厳に禁止する。このことは、業務終了後においても同様とする。